

滋賀県感染制御ネットワーク巡回指導実施要領

1 目的

医療機関が個別に取り組んでいる院内感染予防や感染対策上の課題に対し、滋賀県感染制御ネットワーク運営委員会委員を中心に感染対策チームを編成し、滋賀県内の対象医療機関からの要請にもとづき巡回、実地指導(以下、「巡回指導」という)を行うことで、院内感染にかかる平時からの備えの強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課

3 対象医療機関

滋賀県内の病院および有床診療所

4 業務の内容

滋賀県感染制御ネットワーク設置要綱第7条(3)により、滋賀県内の対象医療機関からの要請にもとづき、感染対策チームが巡回指導を行う。

5 巡回指導の実施

(1)巡回指導実施者

滋賀県感染制御ネットワーク運営委員会委員および県から構成された感染対策チームとする。多職種(ICD(インфекションコントロールドクター)、感染管理認定看護師、薬剤師、臨床検査技師)での訪問を基本とするが、日程調整が困難な場合はこの限りではない。

(2)実施方法

- ① 巡回指導希望医療機関が申込書(様式1)により FAX またはメールで申込み。
- ② ①の医療機関との事前打ち合わせ(感染症主管課で実施)
 - ア 日時の決定
 - イ 巡回指導内容の確認(必要に応じて研修会も実施)および決定
 - ウ 施設長に実施決定を送付
- ③ 感染対策チームの派遣(所要時間約2時間)
- ④ 申込施設長宛、文書で結果報告。

6 広報

- (1)一般社団法人滋賀県医師会および一般社団法人滋賀県病院協会の協力を得て、対象医療機関へ広報する。
- (2)滋賀県ホームページにて広報する。

7 巡回指導費用

- (1) 巡回指導に要した費用は県で負担する。
- (2) 感染対策チームの謝金および交通費は県の規定により支払う。

8 関係書類の保存

県にて5年間保存する。

9 個人情報およびプライバシーの保護

- (1)巡回指導の実施のあたり、個人情報およびプライバシーの保護については最大限配慮をする。
- (2)巡回指導で得られた情報については、医療機関における院内感染対策を支援する目的以外には使用しない。
- (3)医療機関等の特定を可能とする情報は、医療機関の了承を得ることなくこれを公開しない。

附則

この要領は令和5年8月1日から施行する。